

令和6年9月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和6年9月4日】

1 文京区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 都職員等から引き続いて副区長等に選任された者に係る退職手当の特例を設けるため、提案する。
- (2) 改正内容
都職員等から引き続いて副区長等に選任された者に係る退職手当の特例（第5条）
 - ・ 都職員等を退職した者で当該退職の日又はその翌日に副区長等に選任されたもの（以後引き続いて副区長等の退職の日又はその翌日に副区長等に選任された場合を含む。）については、その者の都職員等としての勤続期間を副区長等としての勤続期間に通算して退職手当の額を計算する。
 - ・ 当該副区長等に選任された者が副区長等を退職した場合において、再び副区長等に選任されたときは、引き続いて在職したものとみなし、当該退職に係る退職手当は、支給しない。
 - ・ 当該副区長等に選任された者が副区長等を退職した場合において、再び都職員等となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- (3) 施行期日 公布の日

2 文京区財産価格審議会条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 文京区副区長定数条例（平成19年3月文京区条例第8号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 財産価格審議会の会長に係る規定の整備（第5条第1項）
「副区長」→「総務部を担任する副区長」
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

3 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 特別療養費の支給に係る法の一部改正に伴う規定の整備（第6条及び第9条の2から第9条の6まで）
特別療養費の支給を受けている保険料滞納世帯主等が滞納している保険料を完納した場合等において、保険医療機関等から療養を受けたとき又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付を行い、又は入院時食事療養費等を支給する。
 - イ 急患等として保険医療機関等を受診した被保険者の保険料の納付に係る徴収猶予（第23条）
「6箇月」→「6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年）」
 - ウ 被保険者証の廃止に伴う罰則に係る規定の整備（第27条）
 - ・ 「第9項」→「第5項」
 - ・ 「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」→「又は虚偽の届出をした者」
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和6年12月2日
 - イ 経過措置
 - (ア) (2)イによる徴収猶予については、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るものと及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用することとする。
 - (イ) (2)ウについて、施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第1）

既存建築物の用途又は形態の変更を伴わない大規模修繕等であって、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請に対する審査に係る手数料の徴収項目を追加する。

 - ア 既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料 28,000円
 - イ 既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料 28,000円
- (3) 施行期日 公布の日

5 文京区立幼稚園型認定こども園条例（新規制定）

- (1) 提案理由 区立認定こども園元町幼稚園を新設するため、提案する。
- (2) 主な内容
区立認定こども園元町幼稚園を新設し、認定こども園として運営するに当たり、以下の事項を定める。
 - ア 名称及び位置
文京区立認定こども園元町幼稚園 文京区本郷一丁目1番19号
 - イ 開園時間、休園日及び保育料に係る規定
 - ウ その他
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 職員の給与に関する条例（昭和34年7月文京区条例第29号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第1条第2項第1号及び第2号）
 - ウ 文京区職員定数条例（昭和50年3月文京区条例第4号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第1条及び第2条第1項）
 - エ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月文京区条例第4号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第1条第2項）
 - オ 文京区立認定こども園条例（平成27年10月文京区条例第68号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第1条）
 - カ 文京区立学校設置条例（昭和34年4月文京区条例第13号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第3条第1項及び別表）
 - キ 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月文京区条例第27号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第2条）
 - ク 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年3月文京区条例第28号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第2条）
 - ケ 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月文京区条例第29号）の一部改正
幼稚園型認定こども園の新設に伴う規定の整備（第2条）

6 損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和3年11月5日に文京区立指ヶ谷小学校において発生した受付窓口業務従事者事故に関し、令和6年3月18日付けで和解した当該事故の被害者の入通院治療費等について、相手方が医療給付を行ったことにより、損害賠償請求権を代位取得したため
- (3) 賠償金額 金1,081万1,808円
- (4) 相手方 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館15階から17階まで
東京都後期高齢者医療広域連合
連合長 吉住健一

- 7 令和6年度文京区一般会計補正予算
- 8 令和6年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
- 9 令和6年度文京区介護保険特別会計補正予算
- 10 令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算